

十分迄差引カサレト、ソレ以上ハ時男ニ  
應シテ引ケコト

六 皆勤賞共ヲ支給スルコト

半月一日、一ヶ月三日、半年七日、一年十  
四日

七、衛生設備

一、脱衣場 二、食堂 三、風呂場 四、洗  
面場 五、便所

八、医療材料ノ設備

九、争議中ノ日給全額支給スルコト

十、以業派ニ関シテ職理者ヲ出サシムコト

引スルコト

六、三月二日、六月二三日支給スルコト

七、漸次設備スルコト

八、中絶等ニ添テハノ解カスルコト

九、庶務ノ整理

十、解雇者ハ或可ク出サシムニ對シテハ先施ナシニ  
出サシムコトハ善シク難シ

四、殊尚職工ノ動靜

延済働者組合幹部瀕岡貞之ハ十五日同會員荒井  
果ト同伴争議團代表ト共ニ工場主ヲ訪ヒ待遇改善  
問題ハ独リ争議團員ノミナラス殊尚者ニモ重大ナル  
関係アリトシテ談合スル処アリタルカ工場側ニ於テハ争  
議團員トノ同席交渉ヲ欲セズト為シ争議團代表退  
出後別席ニテ協議ヲ續ケ争議團ト連絡ヲ断テ左ノ  
通り協定為リタルカ工場側ニ於テハ其後瀕岡等ヲ  
工場事務此階上ニ招キ居テ争議團ニ備ヘツ、  
アル模様ナリ

協定事項

一、勤務年資ノ判定